

宇治市市税条例の一部改正の概要について

1. 個人住民税関係

(1) 定額減税に関する規定の整備

令和 6 年度分の個人住民税所得割額に限り、納税者及び控除対象配偶者を含む扶養親族 1 人につき 1 万円を控除する特別税額控除（定額減税）の規定について、令和 7 年度分に限っては、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（令和 6 年度は対象外）を有する納税者の個人住民税所得割額から 1 万円を控除する規定を新設（公布日施行）。

2. 固定資産税等関係

(1) 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の特例措置の拡充

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に取得した、出力が 10,000kw 以上 20,000kw 未満の発電設備のうち、一般木質・農作物残渣区分に該当する発電設備について、固定資産税課税標準額を $\frac{6}{7}$ とする（令和 7 年 4 月 1 日施行）。

(2) 一体型滞在快適性等向上事業に関する固定資産税等の特例措置のわがまち特例化

都市再生特別措置法に基づく一体型滞在快適性等向上事業で事業者が整備した道路や公園等の固定資産のうち、条件を満たすものについて、固定資産税等の課税標準額を $\frac{1}{2}$ とする（令和 7 年 4 月 1 日施行）。

3. その他

(1) 職権による減免を可能とする規定の追加

大規模災害の際に、職権による減免の適用を可能とするための規定の整備（公布日施行）。

(2) 引用法令の条項ずれや文言等の修正